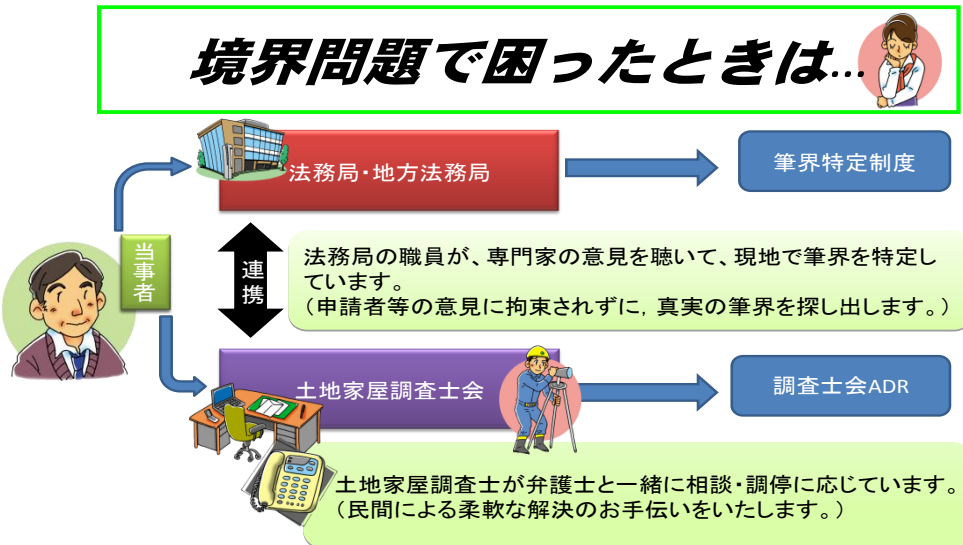


# 境界問題でお困りの方へ

## 境界問題で困ったときは...



## どこが違うの？

- 筆界特定制度は、

筆界(一筆の土地が登記されたときの土地の境)を明らかにします。

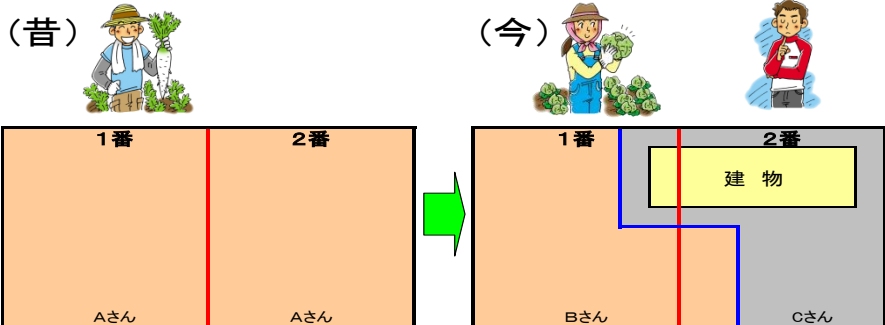
\* 明渡しなど、所有権に関する問題を直接に解決することはできません。

- 土地家屋調査士会ADRは、

境界問題全般を解決します。

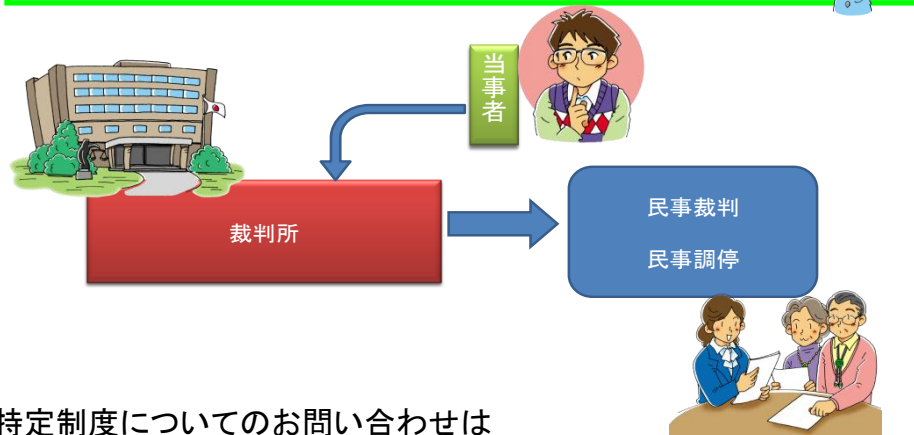
\* 相手方の応諾がないと手続きを進めることができません。

## 筆界？所有権界？



— 筆 界...筆界の位置は、売買・交換等で自動的に移動することはありません。  
 — 所有権界...所有権界の位置は、売買・交換等で移動することがあります。  
 (筆界と所有権界の位置が異なる場合があります。)

## もうひとつの解決方法



- \* 筆界特定制度についてのお問い合わせは

山形地方法務局筆界特定室 電話023(625)1358

- \* 調査士会ADRについてのお問い合わせは

境界ADRセンターやまがた 電話023(632)0225

山形地方法務局・境界ADRセンターやまがた